

第62号議案

新城市特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定

新城市特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年5月14日提出

新城市長 穂積亮次

新城市特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例

(市長の期末手当の特例)

第1条 市長の期末手当の額は、令和2年6月1日から同月30日までの間(以下「特例期間」という。)において、新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年新城市条例第54号。以下「条例」という。)第5条第2項及び新城市市長の給与の特例に関する条例(平成29年新城市条例第38号)第2条の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の30を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(副市長及び教育長の期末手当の特例)

第2条 副市長及び教育長の期末手当の額は、特例期間において、条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の30を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和2年6月30日限り、その効力を失う。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための施策の財源を確保するため必要があるからである。

第63号議案

新城市国民健康保険条例の一部改正

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年5月14日提出

新城市長 穂積亮次

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険条例（平成17年新城市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「準用する場合を含む」を「準用し、又は例による場合を含む。以下同じ」に改める。

第7条中「もの」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

附則に次の5項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

6 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金

額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と他の法令による給付との調整）

9 附則第6項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金を支給する等のため必要があるからである。

第64号議案

新城市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

新城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年5月14日提出

新城市長 穂積亮次

新城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新城市後期高齢者医療に関する条例（平成20年新城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（市において行う事務の特例）

4 市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市において行う後期高齢者医療の事務の特例を定めるため必要があるからである。